

生徒心得

生徒心得

本校生徒は、学業に励むとともに、進取にして明朗な精神を持ち、自律的な生活を心がけること。

第1章 通則

- 1 校内外にわたり、公明正大に行動し、高校生としてふさわしい生活を心がける。
- 2 法を守る一市民としての自覚を持ち、社会参加を心がける。
- 3 共学の精神に基づき、互いの人格を尊重し、共生の精神を身に付ける。

第2章 服装・頭髪

- 1 高校生としての品位を保ち、質素端正であること。
- 2 頭髪・・・パーマ、染色、脱色などの加工は禁止する。
- 3 服装・・・本校指定の制服を着用する。

学生服タイプ (冬季) 学生服、(夏季略装) 学生服または白ワイシャツ、指定ポロシャツ
・白ワイシャツは無地とし、ボタンドアーンおよびワンポイントは不可とする。

セーラー服タイプ (冬季) 紺セーラー服、(夏季略装) 白のセーラー服、指定ポロシャツ
・ソックスはくるぶし上から膝下までのもので、黒、紺、白の単色(ワンポイントまで認める)に限る。
・ストッキング、タイツは黒・肌色の無地とし、肌色を着用する際には必ず紺・黒・白のソックスを併用する。
・ルーズソックスは不可。
・防寒着として指定カーディガン(女子)の着用を認めるが、入学式や卒業式の際は着用できない。

<その他>

- ・休日や長期休業中の登校時は制服とする。ただし、部活動で必要な場合は学校指定のジャージまたは、部活動のジャージでの登校を認める。

- 4 化粧はしない。装身具はつけない。

第3章 校内生活

- 1 快適な学習環境を整え、けじめある集団生活を心がけること。
- 2 登校は午前8時35分まで。しかし、朝学習を適切に始められるよう(5分前行動を意識)にすること。
下校は、午後7時00分には完全下校すること。
- 3 遅刻・欠席・早退・欠課する場合は、担任に届け出ること。*安心安全メール

第4章 校外生活

- 1 夜間の外出時間は、午後9時までとする。
- 2 長期休業中以外のアルバイトは原則禁止する。
(1) 長期休業中の場合、次の項目に該当しないことを確認し、事前に担任からアルバイト許可願の用紙をもらい、アルバイト先の責任者の印、保護者の承諾を得て担任を通して生徒指導部に提出し、許可を得ること。
 - ア 危険を伴う業種や重労働を伴う職種
 - イ 酒を提供する接客業。
 - ウ 午後9時までに帰宅できない就業時間帯。
 - エ 宿泊を伴うもの。
 - オ 高校生の出入りがふさわしくない場所および禁止されている場所。
 - カ 学業不振や基本的な生活習慣に問題のある生徒。

- (2) 特別な事情がある場合、事前に担任に申し出てアルバイト許可願の用紙をもらうこと。アルバイト先の責任者の印、保護者の承諾を得て担任を通してアルバイト許可願を生徒指導部に提出し、許可を得ること。
- 3 外泊（登山・海水浴等）は必ず成人した保護者の付き添いを必要とする。

自転車通学及び交通安全について

1. 基本的事項

- (1) 歩行時及び走行時には、交通法規を遵守し、交通安全に留意する。
- (2) 道路上での危険行為や交通の妨げとなる行為をしない。
- (3) バス・列車等の利用において、割り込みや飛び乗りなど、非社会的行動をしない。

2. 自転車使用通学について

自転車通学を許可する期間は4月中旬～12月初旬をめぐとする。ただし、路面状況を考慮し、期間を変更する場合がある。

- (1) 自転車通学を希望する者は、担任に申し出て届出用紙をもらい、必要事項を記入し、保護者連署、押印の上、担任を通じて生徒指導部に提出する。
- (2) 許可された者はステッカーを自転車に貼付する。
- (3) 自転車通学の変更をするとき、または自転車通学をやめるときには担任に申し出る。
- (4) 次の諸注意を守らない者については許可を取り消すことがある。
 - ア) 交通法規を遵守し、安全運転を励行する。
 - イ) 絶えず点検を行い、整備を怠らない。
 - ウ) 天候が悪いときは自転車通学しない。
 - エ) 自転車には必ずステッカーを貼り付ける。
 - オ) 「歩行者および自転車専用」の標識のある歩道は歩行者の通行を妨害しないように歩道を通行する。歩道に白線と自転車のマークがあるときはマークの内側を、白線やマークのないときは、歩道の車道寄りを通行する。
 - カ) 「歩行者および自転車専用」の標識のない歩道は歩行者の安全に留意して歩道を通行する。
 - キ) 歩道と車道の区別のない道路は、左端の路側帯を通行する。
 - ク) 国道12号線及び自動車の通行が激しい道路は、歩行者の安全に十分留意し、歩道を通行する。
 - ケ) 自転車は校地内の自転車置場に整然と置き、必ず施錠する。
 - コ) 盗難防止は、各自が責任をもって行う。
 - サ) 事故（交通事故・盗難）があったときは、担任及び生徒指導部に速やかに連絡する。

3. 運転免許取得について

- (1) 運転免許（二輪車・普通車）の取得は禁止する。ただし、3年生は進路決定後、家庭学習期間より自動車学校への入校を許可願の提出により許可する。
- (2) 免許を取得した場合は、通学に使用することはもちろん卒業まで運転することを認めない。担任は保護者と相談して事故防止についての指導をする。
- (3) 学校の承諾を得ずに運転免許を取得した場合や運転した場合は、特別指導の対象とする。